

# アメリカにおける原子力災害補償法制の問題点

— プライス・アンダーソン修正法を中心に —

下山 俊次

はしがき

本稿においては、一九五七年に成立した一九五四年原子力法修正法——通常プライス・アンダーソン法 Price-Anderson Act と呼ばれる——を中心に、アメリカの原子力災害補償法制の問題点について述べることにするが、ここにとり上げられる事項は、同時にアメリカに限らず一般的に原子力災害補償法制に伴なうものが多いので、本論に入るに先立ち、簡単に

に法制上の問題となる原子力災害の特質と、それに対処する一般的施策について触れておきたい。

万一原子力施設で事故が発生した場合、第一に、施設内外の諸条件如何では、従来その例を見ない広汎にわたる損害を生ぜしめる可能性があること、第二に、原子力事故に因る放射性物質の放出は、人的には放射線傷害（とくに後発生、物的には放射能汚染）とくに多種多様の間接損害）という複雑な損害を惹起すること、そして第三に、発展段階にある今日の原子力技術から考えて、事故発生原因の究明が困難である場合が多く生ずること等が予測される。こうした原子力災害の特質に対処するため、まず第一に、原子力施設運営者の民事責任については、特例を設け（無過失責任、責任制限、責任集中等）、第二に、運営者とその責任を履行する能力を原子力責任保険制度を中心として具備せしめ、更に第三には、保険制度によっては解決されない不十分な点について、補償を主とする国家の措置をおこなう、という方式がとられる。以上の施策の組合せの間において、国家は、原子力開発の過程で損害を蒙るおそれのある公衆と、それに携わる企業との両者の保護を全うして、平和利用開発を推進しようというのが原子力災害補償法制の狙いである。

アメリカは、一九五七年に早くも原子

力法を改正して一応の体制をととのえたが、本年七月、漸くイギリスにおいて原子力施設法 Nuclear Installation Act 1958 が成立し、現在、西ドイツとスイスにおいて法律案が審議されている。これらの総合的比較は別の機会に譲るが、(註1)、他国の例に比してアメリカの原子力法制の第一の特色は、民事責任について特別の規定を設けず、従来通り各州の不法行為法制に委ねていることである。したがって順序としては、先ずプライス・アンダーソン修正法の構成と問題点について述べ、民事責任について特別規定しなかったことによる問題点は最後に論ずることとする。

## 一 プライス・アンダーソン修正法の成立とその構成

(1) アメリカは、第二次大戦の終了した翌一九四六年に原子力法を制定し (Atomic Energy Act 1946)、専ら軍事目的の為の原子力開発を推進したが、その後の世界各国の平和利用の進展と原爆独占外交の行きつまりにより、遂に一九五四年になってこの法律を改正して (Atomic Energy Act 1954) 原子炉の産業利用を中心とする平和利用開発の推進と、それへの民間企業の積極的参加が求められることとなった。しかしこの政策の実施に当って障害となったことは、

万が一発生するかも知れない破滅的原子力事故の際に無限の賠償責任を負担せられる可能性のあることを懸念した民間企業側の躊躇であった。この為、早期に原子力災害補償体制を確立して企業側の不安を除去し、同時に万一不幸にして事故発生の際に被災公衆を保護する備えをすることが、連邦政府の急務として訴えられたのである。一九五六年に入って連邦議会は、一九五四年原子力法を改正して原子力災害補償に関する条項をこれに附加することによってこの問題の解決を計ることとし、上下合同原子力委員会において法案の作成審議を開始し、同年六月には C・アンダーソン上院議員提出の修正法案がこの委員会を通過した。しかしこの法案は結局その年には議院を通過せず、翌一九五七年再び若干の修正が行なわれた後、M・プライス下院議員との共同提案の形で合同委員会で審議され、今度は漸く八月までに上下両院を通過、九月二日に大統領の署名をえて成立した。その後一九五八年になって二回にわたり若干の追加条項が加えられている。

(2) このプライス・アンダーソン修正法の中心は、新たに原子力法の一七〇条として加えられた「補償及び責任の制限」という条項である。これによれば、原子力法上、原子炉施設または核物質に関する許可を得る者は、許可の条件として次の三つの措置が要求される。その第

一は、原子力委員会の要求する形式と金額の賠償資力 financial protection を有し、且これを維持すること(ただし大学の如き非営利教育団体の場合は必要ではない(同条))、第二には、原子力委員会と賠償協定 indemnity agreement を締結し、且これを維持すること、そして第三には、もし申請者が連邦法または州法によって責任免除 immunity が与えられている場合は、その特権を放棄することである(以上同)。その具体的内容を見ると、第一の条件である所要の賠償資力の額は、民間会社から調達しうる責任保険の額(現在は二つの原子力保険プールから合計六千万ドルの保険金額が提供されている)であるが、民営保険の責任や条件、当該被許可事業の規模、業種、所在地、目的等を考慮の上、委員会はそれより低い額を定めることが出来、そのようにして決定された額の賠償資力を保険以外の方法によって確保してもよい(同条)。第二の条件である賠償協定は、原子力事故がおこって被許可者の賠償責任が第一の条件たる所要の賠償資力を超えた場合、一事故について五億ドルまで政府が賠償を行うという協定である。この場合注意すべきことは、被許可者との協定によって賠償されるのは、単に被許可者のみならず、原子力事故により賠償責任を負担することあるべき全ての者が含まれる(これらを一括して被補償者 person

indemnified という)。その理由は、前述の如く不法行為法制は、各州のそれに委ねられているので、原子力事故に際して賠償責任を負担させられるものはイギリスの場合の如く被許可者自身に限らない。そこで、誰が責任を負っても、その者を補償することにより賠償能力を確保させて被害者を保護するためである。この政府補償額の下にある被許可者の賠償資力が保険でカバーされていると、その保険も補償と同様、被許可者を記名被保険者とし、その他責任を負うことあるべき者を被保険者として全ての関係者の賠償責任の填補に應ずるので(これを omnibus clause という)、保険と補償は、この点に関してははうまく連結されているといえる。またこの政府補償は、一九六七年八月一日までの間に交付される許可についておこなわれる、という期限がつけられている(以上同条c項)。そして被補償者が一事故について負担する責任総額は、以上のべた被許可者が要求された賠償資力に政府補償の五億ドルを加えた額に制限される(同条)。

以上が修正法の重要条項であるが、もう一度要約すれば、原子力事故について賠償責任を負担した者は、与えた損害が当該施設の許可の際に要求された賠償資力の金額内であれば保険金によってこれを支払い、その額を超える場合には政府からの支出される五億ドルまでの補償金によって支払う。そしてそれを全部はたしてしまえばそれ以上の支払いは要求されない、という仕組みになっているわけである。

(3) 以上の補償方式を実施するために政府はそのための基金を設けることが出来る(2条)。この修正法において使用される字句の定義が更に原子力法に追加された(11条j項)。また一九五四年原子力法の五三条e項八号には、「被許可者は、被許可者による特殊核物質の使用、又は所持の結果として生ずる如何なる損害についても、合衆国及び原子力委員会にその責を及ぼさない」という規定があり、これが政府補償の実施に抵触するので、「ただし、一七〇条の政府補償および責任の制限に関する規定が適用される場合を除く」という文言がつけられた。その他、原子炉安全防護委員会を設置して、許可の際の安全性に関する審査を更に厳格にして災害の防止を計り(29条)、その資料の公開(38条)、聴聞会の開催(40条)等を規定している。

災害が民営原子力保険の引受金額を超える部分は勿論、保険金額の範囲内であっても、もしそれが保険填補範囲の枠外に出る場合はその部分をも、填補するものでなくてはならない。更に、より公衆の保護を厚くするためには、保険契約上、保険者が保険金支払いに応じない場合(必ずしも絶対的なものではないが、例えば被保険者の故意や告知義務違反等によるもの)にも補償が行われることが望ましい。

しかし乍ら前節で述べた如く、ブライスアンダーソン修正法によれば、政府補償は、保険金額を超える場合に対してしか行わないように規定されている。すなわち被許可者が要求された賠償資力額以下の範囲には、政府補償は下りて来ない。したがって、保険の填補範囲と補償のそれとが一致しているか否かが、公衆にとっても企業にとっても最も重要な問題である。(この点についてアメリカとほぼ同じ方式を採用している西ドイツの法案では、被許可者の賠償資力額の範囲であったも、何らかの理由によってその賠償資力をもっては弁済し得ない場合は、その部分に対して政府補償が行われることが明記されている。)以下、まずこの観点から見た問題点について述べ、加えて修正法上のその他の問題点を指摘することとする。

二 ブライスアンダーソン修正法の問題点

(1) 総括

原子力災害補償制度における国家補償の役割は、公衆と企業の保護の見地から、

(2) 原子力保険と政府補償の相互関係から見た問題点

(i) 損害填補範囲の差違によるもの

(a) まず、保険者側による保険契約の解除と停止の通告にもとづくものがある。現在のアメリカの原子力保険証券では、保険者側は一方的通告によって保険契約を解除し得る。一方、この保険は、保険期間終了後二ヶ年以内になされた賠償請求に対してのみ支払いに応ずることになっている。この二つが組合わされるとき、もし保険填補に重大な影響を及ぼすと思われる原子炉事故が発生した場合、保険者側は必ずこの権利を行使することが予測されるので、その場合には事故発生後二年間というのと同様の意味である、と考えてよい。ここで問題となるのは出訴期限法 statute of limitation との関係である。各州の出訴期限法は、それぞれ異なる期限を定めているが、この種の不法行為については、訴訟原因 cause of action 発生時から大体二年乃至五年の中にある。出訴期限が問題となる

は、主として後になって現れる放射線傷害についてであるが、このような場合、裁判所が、訴訟原因の発生時を被曝の時と見るか、原告が被害を知った時と見るかによって事情は著しく異なる。この問題については後にも考察するが、現在のところ確かな予測はなし得ない(註2)。しか

しいずれにしても解除後二年という填補期間では、公衆は勿論企業も充分には保護されない結果を生ずることは明らかである。保険者側では、解除の権利は被保険者側にもあるし、重大な事故によって保険契約が終了して保険料が支払われなくなつてからは適当な期間内に清算をする必要もあり、またそもそもこの権利の留保は、このような casualty insurance の伝統的特色なのであるから、決して不合理な条項ではないと主張しているが、最近では、名目保険料を徴取して期間を延長してもよいという意志を有しているようである(註3)。

停止の方は、保険者が視察の結果当該施設に事故発生危険な状態があると考へた場合、被保険者に対しその是正を要求し、もしそれが拒否された場合に発動する権利である。したがって停止期間中に原子力事故がおこれば保険金支払いは得られないことになる。

(b) 次に保険と補償では対象となる財産損害の範囲について差違がある。修正法の定義では、原子力事故とは核物質の種々の危険な属性によつて生ずる「財産の損失または損害、もしくはその利用(価値)の喪失、loss of use を惹き起す全ての事態 occurrence」であるとい(註4)ふ。更に賠償責任 public liability を「原子力事故により、またはその結果として生ずる一切の法律上の責任」と定義

している(註5)。この loss of use の中には、有体財産が直接物理的損壊や放射能汚染を蒙った財産の場合のみならず例えば供給水の汚染によりそれを使用する財産の価値が失われた場合も入るとされている。勿論これは、一般的には英米法上の proximate damage の問題でもろうが、放射能汚染についてこれを確定することは容易でなく、且相当広い範囲になるものと思われる。修正法の成立過程の論議においても、単に原子炉施設がある場所に置かれたことによつて附近の地価が下つたなどというのは入らないが、loss of use を官憲の命令によつて退去した場合の財産のそれに限るとする案は、それでは範囲が狭ま過ぎて充分な損失填補が行い得ないという理由で採択されなかつた(註4)。

しかし一方、保険では、その填補する財産損害を、現実物理的損傷があつたか放射能汚染をうけた有体財産の損害またはその財産の loss of use に限っている。ここに填補範囲の差違を生ずることになる。保険者がこのように限定する理由は、前述の如く放射能汚染による損害は、場合によっては相当広い範囲に及ぶ可能性があることを懸念したための措置であるが、放射能汚染に必然的に伴うと予見し得る損害の範囲までは填補を拡げべきであらう。しかしかなりの金額であるとはいえ賠償責任の総額が制限され

ているので、損害の範囲を広くとつたために人的物的の直接損害に対する填補が稀釈されることは防がねばならず、実際には難しい問題である。

(c) その他細い点になるが保険では、被保険者の負担している契約責任 contractual liability は、法律で定められているものについてはそれを含めて填補に

応ずるが、それ以外は、特約とした場合のみ持つ。被許可者の契約責任者についてはそれでもよいであらうが、それ以外の者の場合は実際には問題とならう。

(ii) 原子力事故の結果生ずるもの

(a) 最も重要なものは保険金額の復元に関する問題である。アメリカの原子力保険証券では、保険期間是不特定長期となっているが、保険金額はその期間全体にわたつての総額を限定している(これを aggregate limit 方式といつてゐる)。したがつて一施設については一度原子力事故が発生して保険金が支払われると、その部分の金額は減少したままで復元しない。しかしこれは証券の期間を一年としてゐるイギリスの原子力保険の場合でも、当該原子炉施設の耐用期間中は原則として保険金額を復元しない。その理由は、原子力事故の結果を生ずる放射線傷害は後発性を有しており、その都度の被害者の賠償請求によつて支払いを行つていくと、保険の引受限度を定めた意味がなくなり保険者の負担が際限なく拡大す

る恐れなしとしないからである。したがって、発生した災害の状況如何で、その事故による損害額が早期に確定出来る場合にまで敢えて復元を拒否するものではないが、一般の賠償責任保険におけるが如き自動的復元は絶対に行なわない、としている。

そこで、このように保険金額は *agreed limit* で漸減方式を採っているのに対し、許可の際要求された賠償資力の金額は固定されており、政府補償はそれを超える部分についてのみしか行われないので、ここに間隙が生じてしまう。つまり政府補償の金額は一事故当り *Per Event* であっても、保険金額の方は一施設当り *Per Installation* になっており、しかも責任の総額は一事故当り *Per Event* になっているといえる。大量且広汎な放射性物質の放出を伴う大事故の場合、ほとんど当該原子炉施設は再使用不可能であるから復元の問題はかえって重要ではなく、原子力事故必ずしも大ならずで、むしろ小規模の原子炉事故、または原子炉そのものではなく、附属施設の事故等の場合に問題となる。またこの保険には応訴費用の含まれていることも別の意味で問題となる。前述の如くその事業が許可されている条件は、要求された賠償資力を維持していることであるから、引続き原子炉の運転を行うものは、保険以外の手段によって減少した部

分を埋めていかなくてはならないが、それは実際上なかなか困難である。そこで現在、原子力事故に因って被許可者の賠償資力が減少した場合、保険金額の復元について保険者と接渉する間、九十日間に限りそのギャップを政府補償で埋めるように原子力法を改正する提案が、原子力委員会から議会对して出されている。その場合でも果して九十日という期間は妥当であるか否か、その期間に協議が整わなかった場合はどうか、という問題は依然として残るように思われる。

(b) 例えばそれぞれ異なった額の保険を有する二つの原子炉施設が、一つの川に面しており、そこから流出した放射性物質により下流で原子力災害が発生した場合、保険証券ではこれを一事故とみなし、どちらか高い方の金額のみしか支払わない。common occurrence の規定と呼んでいる。しかしこのような場合にも災害の規模が大きくなり、高い方の保険金額をもってしても填補出来なくなつた時、政府補償は二つの施設の具備する賠償資力の合計額を超える処から初めて開始されることになる。こうなれば低額の賠償資力額の方だけ両者が自ら負担しなければならなくなってしまう。したがってこの問題を解決するためには、政府補償に common occurrence に関する規定を置くか、保険からこの規定を除かせねばならぬが、前者の措置を採る方が

より合理的であると思われる。

(iii) 原子力事故が、何者かの悪意に因って発生した場合、果して保険と補償による填補を得られるか否かの問題がある。まず政府補償は被補償者に悪意があった場合でも支払われるかという点に関しては、これを肯定する根拠が、ブライス・アンダーソン修正法の審議過程においてみられる(註5)。また政府補償は、形としては企業に与えられるが、その目的はいうまでもなく公衆保護の完遂であるから、この点からも納得されるであろう。しかし保険に関してみると証券には被保険者の悪意に関することは何も規定がなく、このことを明確に論じた文献も目下のところ見当たらない。一般には被保険者の悪意が填補されないことはアメリカにおいても従来の通則であったが、近年自動車賠償責任保険に関して、被保険者に悪意があつても、被害者に直接請求権を認めて、然る後保険者は代位求償権を取得させるという方法で解決されている場合がある。これはこの保険の性質が被害者の保護を目的とする強制的且賠償責任の保険であるということによって、合理的なものであるとされる(註6)。原子力保険の場合は、自動車保険以上にこのような性質は強いので、証券に何んの規定もないことは、必然的に被保険者の悪意については支払わない、ということにはならない。したがってアメリカの場合

においては、被補償者の故意は、保険と補償のギャップを構成しないのではないかとと思われる。

### (3) その他の修正法上の問題点

(i) まず「原子力事故 nuclear incident」の定義についてであるが、修正法では、それは核物質の危険な属性に因り、またその結果として身体、財産の損害を惹き起す全ての事態 occurrence である」と規定している。ここで「た事故 accident」という言葉を使わずに事態 occurrence としたのは、原子力事故の中に単に突発的なもののみでなく、例えば使用済燃料の冷却池に欠陥があり、連続的に放射性物質が微量ずつ流出した結果、その累積により生じたようなものをも含ませるためであると説明されている。しかしこの後者の場合も、あくまで原子力施設側の欠陥がその原因となっているが、定常運転による放射能の緩慢な累積によって損害が生じた場合も含むかどうかは疑問である。

(ii) 修正法は public liability の定義の中でこの言葉は「また被補償者の財産に対する損害をも含む。但しその財産は、所要の賠償資力によつてもその填補の対象となつていないことを条件とするが、原子力事故の発生する事業の敷地内にあり、且これと関連して使用されている財産を除く」と規定している。この条項

は、原子力施設が事故を起した場合、例えばその敷地から離れている事業者の本社の建物が放射能により汚染した時、その建物が賠償資力たる責任保険の填補の対象となつていれば政府填補の対象になる、ということを示したものと説明されている。そしてこの場合、原子力施設そのものは原子力財産保険によって填補される政府補償からは除いて、と考えれば、何んの疑問の余地のない規定である。しかし被許可者自身が賠償責任者である場合はその通りでよいが、例えば供給者が責任を負った場合を考えると疑問が生ずる。すなわち何んの規定もないとすれば、供給者は一般第三者の損失填補の外、被許可者の所有にかかる当該原子力施設そのものに対して賠償せねばならない。その場合前に述べたように被許可者は原子力財産保険によって損失を埋めるのであるが、原子力財産保険では供給者に対する求償権を留保しているから、供給者は結局それに備えるためには自らの原子力責任保険をもたなくてはならない。勿論その場合、予め被許可者と供給者との契約によって供給者が免責されることは可能であるが、もしそのような契約がなくとも、この条項の後段は当然にそのような場合供給者を守ることになるものとは読めない。更に、もし被許可者が賠償責任を負担した場合に、当該原子力施設そのものは補償しないというた

けの意味だとしたら、すなわち供給者が責任を負担したときは、原子力施設自体の損失填補に政府補償が支払われるとしたら、補償金額の大きな部分がそのために取られてしまうであろう。事実、現在の修正法にもとづく委員会規則ではそのように読める。以上比較的詳細に論じた理由は、結局アメリカの場合でも保険のみに依存せず何らかの形で責任集中が法律上必要ではないかという問題を提起するからである。

(iii) 修正法には、具体的に賠償資力を具備せねばならぬ時期は何も示されていないが、委員会規則では運転許可の公布の時になっている。その場合に考えねばならぬことは、原子力施設の敷地における原子力危険は、運転許可の公布に先立つ時期から漸次増大していきと考えられ、一定の時期に所要の賠償資力を全額満たしていることを示すことは種々の不都合を生み出すと考えられる。

(iv) 修正法では原子力事故が発生した際の措置について、調査をおこない、訴訟に介入し、責任制限制度に基づく種々の命令が出せることを大まかに定めているが、実際原子力事故が発生した場合に賠償請求や訴訟が相当複雑になることが予測されるので、賠償金支払いを迅速にして被災公衆の利益をはかるために、もっと根本的な明確な基準の設定が必要であると思われる。

### 三 不法行為法制上の問題点

アメリカの原子力災害補償法制が、他の各国のそれと異なるところは、不法行為責任に関して、特別の規定を行わなかつた点にあることは既に述べた。これはいうまでもなく不法行為法は伝統的に州法に戻し、各州が独自の判例法、成文法を有していることによるのであって、原子力災害に伴う不法行為責任が、従来のもそれと相当異なるものであることは一般に認識されつつも、このような伝統的な行き方を修正する意向は全く示されなかつた。しかしたとえ前節で指摘したような修正法上の問題が全て解決され、いつでも加害者側に損害填補に応ずる多額の資金的準備がなされていても、不法行為法制上の問題が障害となつて加害者に賠償責任を負わすことが出来なければ、それは被災公衆にとって単なる絵に書いた餅でしかない。そこで最後に、原子力災害補償問題からみた現在のアメリカにおける不法行為法制上の問題点について述べることとする。

#### (1) 責任の性質のミスマッチ

原子力災害の際、加害者に適用される責任の原則を全般的に予測することは困難であるが、この問題について論じている一般の見解は、ほとんど一致して原子

力施設運営者に対する嚴格責任 strict liability 乃至絶対責任 absolute liability の原則の適用を支持している。アメリカにおける無過失責任の発展は、イギリスでその契機となつたライランズ対フレッチャーの判例に大きく影響を受けているものの、今日までのところ、それを承認している州と否認している州とはその数においてあまり変らない。しかし乍ら、この判例によらなくても、一つはニューサンス nuisance の法理を援用することにより、他は、リストートメント restatement に規定された超危険な活動 ultrahazardous activity による責任を根拠として、施設運営者に無過失責任を負わせるであろうことは予測される。とはいえ無過失責任といえども一定の事由に關し免責を認められるであろう。ブライアンダーソン修正法には、とくに戦争行為のみを賠償責任の免責事由として規定しているが、この外でも実際に當っては不可抗力が問題となるであろう。また原子力事故発生の際、状況如何では官憲の命令による一定区域からの立退きが要求されるが、そうした場合においては被害者側の寄与過失 contributory negligence も多くの問題を提起するのである。

また修正法では賠償責任に制限がおかれている。この責任制限の合憲性の根拠は、現在の如き民間企業の参加による原子力開発の推進は、国家の防衛と安全の

ために欠くべからざるものであり、その為、企業保護の立場から行われるこのような立法は、破産宣告権を含めて、議會に付与された権限内のものであると説明されている(註7)。しかし、この制限は絶対的なものではなく、またこのような制限をおくことに對する有力な反対論もある(註8)。

(2) 賠償責任の要件について

賠償責任の要件のうち、原子力事故の範囲と損害の範囲については前節で論じたが、この間の因果関係の立証の問題は、実際には最も重要なものとなる。とくに放射線傷害に後発生の際の問題となることが予想され、各国の例では原子力事故が起つた場合に一定区域の住民に對する登録制度をつくって立証を容易ならしめるようにしているが、アメリカの場合にその点の手当はないことになる。

賠償責任者(責任集中)の問題については随時各所でふれたが、結局自己責任の原則を変えないために便宜的措施でしかなく、根本的には隠れたる加害者を探す不便を取り除いて公衆の保護を計るために、イギリスの如く施設の運営者に集中をすることが望ましいであろう。

最後に時効の問題であるが、一般的に出訴期限法上の訴訟原因発生の時期は不法行為のおこなわれた時であり、損害を知った時からではない。被曝後すつと後

になつて発生する放射線傷害についてこれが適用されれば重大問題である。しかし今日までのところでも放射線傷害に関する訴訟原因は、被曝の時ではなく、傷害の発生した時に発生するという判例も出ているようであり、公衆保護の見地からはまことに望ましいことである。

むすび

以上、ブライスマン・アンダーソン修正法を中心に、アメリカの原子力災害補償の問題点を指摘したが、これらはあくまで現状における問題点であつて決定的なものではない。民事責任に關しては被告に多額の賠償資力のあることが、裁判所として従来の原則から一段と飛躍した不法行為責任を肯定せしめる契機となることが充分考えられ(註9)、それは保険と補償とのギャップによつて生じている問題点についても同様にいひ得ることである。

したがってアメリカの場合には実際に當つて大きく問題となる点は現在考へているより遙かに少いかも知れない。しかし、原子力補償体制確定の狙いが、災害発生後の損害回復と同様、公衆と企業との不安を予め除去して原子力開発を促進することにあるとするならば、現状において修正可能な問題点は早期に解決されるべきことが望ましいことはいふまでもない。更にいへば原子力災害による放射線傷

害の救済の問題は、たとえ種々の施策を講じても果して一般の不法行為法制のもとにおいて完全な解決がなれるであろうか、という疑問が生ずる。おそく法律的には因果関係の立証が、医学上の諸問題と重なる決定的なものとなることが予想される。この点についての解決策として、労働者災害補償制度の如き補償計画 compensation plan の提案がアメリカにおいてなされていることは、大いに關心をひくところである(註10)。

(註1) 原子力災害補償法制全般の問題と各国の法律または法案の内容については原子力災害補償問題研究報告書—第三者補償を中心として—日本原子力産業金融原子力災害補償問題特別委員会、昭和三年七月参照。

(註2) 放射線傷害と田野憲法改正(註14) "Financial Protection against Atomic Hazards" the Legislative Drafting Research Fund of Columbia University, Jan 1958. p. 29, Note 181 邦訳「原子力産業」十六号、日本原子力産業金融、七〇頁、445 E. Bythe Saxon "Legal Problems of Liability and Financial Protection connected with Radiation Injuries" Jun. 1958. A/conf. 15/p/2352. Proceedings of 2nd United Nation International Conf. on the Peaceful Uses of Atomic Energy, Vo 11. p. 14, 15, "Workshops on Legal Problems of Atomic Energy" University of Michigan Law School, 1956. p. 126, 127 参照。

(註3) Forum Committee Monograph on "Nuclear Liability Insurance and Indemnity" Atomic Industrial Forum, Inc., Jan 1959. p. 6 参照。

(4) Report for House of Representatives, No. 435. 85th Congress, 1st Session, 1957. p. 16, 17.

(5) "Hearings before the Joint Committee on Atomic Energy (Government Indemnity)" 84th Congress, 2nd Session, 1956. p. 32~34.

(6) 田野車賠償責任問題研究報告書(註15) 伊藤滋、法律雑誌、昭和三十三年七月、101頁、102頁、103頁、104頁、105頁、106頁、107頁、108頁、109頁、110頁、111頁、112頁、113頁、114頁、115頁、116頁、117頁、118頁、119頁、120頁、121頁、122頁、123頁、124頁、125頁、126頁、127頁、128頁、129頁、130頁、131頁、132頁、133頁、134頁、135頁、136頁、137頁、138頁、139頁、140頁、141頁、142頁、143頁、144頁、145頁、146頁、147頁、148頁、149頁、150頁、151頁、152頁、153頁、154頁、155頁、156頁、157頁、158頁、159頁、160頁、161頁、162頁、163頁、164頁、165頁、166頁、167頁、168頁、169頁、170頁、171頁、172頁、173頁、174頁、175頁、176頁、177頁、178頁、179頁、180頁、181頁、182頁、183頁、184頁、185頁、186頁、187頁、188頁、189頁、190頁、191頁、192頁、193頁、194頁、195頁、196頁、197頁、198頁、199頁、200頁、201頁、202頁、203頁、204頁、205頁、206頁、207頁、208頁、209頁、210頁、211頁、212頁、213頁、214頁、215頁、216頁、217頁、218頁、219頁、220頁、221頁、222頁、223頁、224頁、225頁、226頁、227頁、228頁、229頁、230頁、231頁、232頁、233頁、234頁、235頁、236頁、237頁、238頁、239頁、240頁、241頁、242頁、243頁、244頁、245頁、246頁、247頁、248頁、249頁、250頁、251頁、252頁、253頁、254頁、255頁、256頁、257頁、258頁、259頁、260頁、261頁、262頁、263頁、264頁、265頁、266頁、267頁、268頁、269頁、270頁、271頁、272頁、273頁、274頁、275頁、276頁、277頁、278頁、279頁、280頁、281頁、282頁、283頁、284頁、285頁、286頁、287頁、288頁、289頁、290頁、291頁、292頁、293頁、294頁、295頁、296頁、297頁、298頁、299頁、300頁、301頁、302頁、303頁、304頁、305頁、306頁、307頁、308頁、309頁、310頁、311頁、312頁、313頁、314頁、315頁、316頁、317頁、318頁、319頁、320頁、321頁、322頁、323頁、324頁、325頁、326頁、327頁、328頁、329頁、330頁、331頁、332頁、333頁、334頁、335頁、336頁、337頁、338頁、339頁、340頁、341頁、342頁、343頁、344頁、345頁、346頁、347頁、348頁、349頁、350頁、351頁、352頁、353頁、354頁、355頁、356頁、357頁、358頁、359頁、360頁、361頁、362頁、363頁、364頁、365頁、366頁、367頁、368頁、369頁、370頁、371頁、372頁、373頁、374頁、375頁、376頁、377頁、378頁、379頁、380頁、381頁、382頁、383頁、384頁、385頁、386頁、387頁、388頁、389頁、390頁、391頁、392頁、393頁、394頁、395頁、396頁、397頁、398頁、399頁、400頁、401頁、402頁、403頁、404頁、405頁、406頁、407頁、408頁、409頁、410頁、411頁、412頁、413頁、414頁、415頁、416頁、417頁、418頁、419頁、420頁、421頁、422頁、423頁、424頁、425頁、426頁、427頁、428頁、429頁、430頁、431頁、432頁、433頁、434頁、435頁、436頁、437頁、438頁、439頁、440頁、441頁、442頁、443頁、444頁、445頁、446頁、447頁、448頁、449頁、450頁、451頁、452頁、453頁、454頁、455頁、456頁、457頁、458頁、459頁、460頁、461頁、462頁、463頁、464頁、465頁、466頁、467頁、468頁、469頁、470頁、471頁、472頁、473頁、474頁、475頁、476頁、477頁、478頁、479頁、480頁、481頁、482頁、483頁、484頁、485頁、486頁、487頁、488頁、489頁、490頁、491頁、492頁、493頁、494頁、495頁、496頁、497頁、498頁、499頁、500頁、501頁、502頁、503頁、504頁、505頁、506頁、507頁、508頁、509頁、510頁、511頁、512頁、513頁、514頁、515頁、516頁、517頁、518頁、519頁、520頁、521頁、522頁、523頁、524頁、525頁、526頁、527頁、528頁、529頁、530頁、531頁、532頁、533頁、534頁、535頁、536頁、537頁、538頁、539頁、540頁、541頁、542頁、543頁、544頁、545頁、546頁、547頁、548頁、549頁、550頁、551頁、552頁、553頁、554頁、555頁、556頁、557頁、558頁、559頁、560頁、561頁、562頁、563頁、564頁、565頁、566頁、567頁、568頁、569頁、570頁、571頁、572頁、573頁、574頁、575頁、576頁、577頁、578頁、579頁、580頁、581頁、582頁、583頁、584頁、585頁、586頁、587頁、588頁、589頁、590頁、591頁、592頁、593頁、594頁、595頁、596頁、597頁、598頁、599頁、600頁、601頁、602頁、603頁、604頁、605頁、606頁、607頁、608頁、609頁、610頁、611頁、612頁、613頁、614頁、615頁、616頁、617頁、618頁、619頁、620頁、621頁、622頁、623頁、624頁、625頁、626頁、627頁、628頁、629頁、630頁、631頁、632頁、633頁、634頁、635頁、636頁、637頁、638頁、639頁、640頁、641頁、642頁、643頁、644頁、645頁、646頁、647頁、648頁、649頁、650頁、651頁、652頁、653頁、654頁、655頁、656頁、657頁、658頁、659頁、660頁、661頁、662頁、663頁、664頁、665頁、666頁、667頁、668頁、669頁、670頁、671頁、672頁、673頁、674頁、675頁、676頁、677頁、678頁、679頁、680頁、681頁、682頁、683頁、684頁、685頁、686頁、687頁、688頁、689頁、690頁、691頁、692頁、693頁、694頁、695頁、696頁、697頁、698頁、699頁、700頁、701頁、702頁、703頁、704頁、705頁、706頁、707頁、708頁、709頁、710頁、711頁、712頁、713頁、714頁、715頁、716頁、717頁、718頁、719頁、720頁、721頁、722頁、723頁、724頁、725頁、726頁、727頁、728頁、729頁、730頁、731頁、732頁、733頁、734頁、735頁、736頁、737頁、738頁、739頁、740頁、741頁、742頁、743頁、744頁、745頁、746頁、747頁、748頁、749頁、750頁、751頁、752頁、753頁、754頁、755頁、756頁、757頁、758頁、759頁、760頁、761頁、762頁、763頁、764頁、765頁、766頁、767頁、768頁、769頁、770頁、771頁、772頁、773頁、774頁、775頁、776頁、777頁、778頁、779頁、780頁、781頁、782頁、783頁、784頁、785頁、786頁、787頁、788頁、789頁、790頁、791頁、792頁、793頁、794頁、795頁、796頁、797頁、798頁、799頁、800頁、801頁、802頁、803頁、804頁、805頁、806頁、807頁、808頁、809頁、810頁、811頁、812頁、813頁、814頁、815頁、816頁、817頁、818頁、819頁、820頁、821頁、822頁、823頁、824頁、825頁、826頁、827頁、828頁、829頁、830頁、831頁、832頁、833頁、834頁、835頁、836頁、837頁、838頁、839頁、840頁、841頁、842頁、843頁、844頁、845頁、846頁、847頁、848頁、849頁、850頁、851頁、852頁、853頁、854頁、855頁、856頁、857頁、858頁、859頁、860頁、861頁、862頁、863頁、864頁、865頁、866頁、867頁、868頁、869頁、870頁、871頁、872頁、873頁、874頁、875頁、876頁、877頁、878頁、879頁、880頁、881頁、882頁、883頁、884頁、885頁、886頁、887頁、888頁、889頁、890頁、891頁、892頁、893頁、894頁、895頁、896頁、897頁、898頁、899頁、900頁、901頁、902頁、903頁、904頁、905頁、906頁、907頁、908頁、909頁、910頁、911頁、912頁、913頁、914頁、915頁、916頁、917頁、918頁、919頁、920頁、921頁、922頁、923頁、924頁、925頁、926頁、927頁、928頁、929頁、930頁、931頁、932頁、933頁、934頁、935頁、936頁、937頁、938頁、939頁、940頁、941頁、942頁、943頁、944頁、945頁、946頁、947頁、948頁、949頁、950頁、951頁、952頁、953頁、954頁、955頁、956頁、957頁、958頁、959頁、960頁、961頁、962頁、963頁、964頁、965頁、966頁、967頁、968頁、969頁、970頁、971頁、972頁、973頁、974頁、975頁、976頁、977頁、978頁、979頁、980頁、981頁、982頁、983頁、984頁、985頁、986頁、987頁、988頁、989頁、990頁、991頁、992頁、993頁、994頁、995頁、996頁、997頁、998頁、999頁、1000頁、1001頁、1002頁、1003頁、1004頁、1005頁、1006頁、1007頁、1008頁、1009頁、1010頁、1011頁、1012頁、1013頁、1014頁、1015頁、1016頁、1017頁、1018頁、1019頁、1020頁、1021頁、1022頁、1023頁、1024頁、1025頁、1026頁、1027頁、1028頁、1029頁、1030頁、1031頁、1032頁、1033頁、1034頁、1035頁、1036頁、1037頁、1038頁、1039頁、1040頁、1041頁、1042頁、1043頁、1044頁、1045頁、1046頁、1047頁、1048頁、1049頁、1050頁、1051頁、1052頁、1053頁、1054頁、1055頁、1056頁、1057頁、1058頁、1059頁、1060頁、1061頁、1062頁、1063頁、1064頁、1065頁、1066頁、1067頁、1068頁、1069頁、1070頁、1071頁、1072頁、1073頁、1074頁、1075頁、1076頁、1077頁、1078頁、1079頁、1080頁、1081頁、1082頁、1083頁、1084頁、1085頁、1086頁、1087頁、1088頁、1089頁、1090頁、1091頁、1092頁、1093頁、1094頁、1095頁、1096頁、1097頁、1098頁、1099頁、1100頁、1101頁、1102頁、1103頁、1104頁、1105頁、1106頁、1107頁、1108頁、1109頁、1110頁、1111頁、1112頁、1113頁、1114頁、1115頁、1116頁、1117頁、1118頁、1119頁、1120頁、1121頁、1122頁、1123頁、1124頁、1125頁、1126頁、1127頁、1128頁、1129頁、1130頁、1131頁、1132頁、1133頁、1134頁、1135頁、1136頁、1137頁、1138頁、1139頁、1140頁、1141頁、1142頁、1143頁、1144頁、1145頁、1146頁、1147頁、1148頁、1149頁、1150頁、1151頁、1152頁、1153頁、1154頁、1155頁、1156頁、1157頁、1158頁、1159頁、1160頁、1161頁、1162頁、1163頁、1164頁、1165頁、1166頁、1167頁、1168頁、1169頁、1170頁、1171頁、1172頁、1173頁、1174頁、1175頁、1176頁、1177頁、1178頁、1179頁、1180頁、1181頁、1182頁、1183頁、1184頁、1185頁、1186頁、1187頁、1188頁、1189頁、1190頁、1191頁、1192頁、1193頁、1194頁、1195頁、1196頁、1197頁、1198頁、1199頁、1200頁、1201頁、1202頁、1203頁、1204頁、1205頁、1206頁、1207頁、1208頁、1209頁、1210頁、1211頁、1212頁、1213頁、1214頁、1215頁、1216頁、1217頁、1218頁、1219頁、1220頁、1221頁、1222頁、1223頁、1224頁、1225頁、1226頁、1227頁、1228頁、1229頁、1230頁、1231頁、1232頁、1233頁、1234頁、1235頁、1236頁、1237頁、1238頁、1239頁、1240頁、1241頁、1242頁、1243頁、1244頁、1245頁、1246頁、1247頁、1248頁、1249頁、1250頁、1251頁、1252頁、1253頁、1254頁、1255頁、1256頁、1257頁、1258頁、1259頁、1260頁、1261頁、1262頁、1263頁、1264頁、1265頁、1266頁、1267頁、1268頁、1269頁、1270頁、1271頁、1272頁、1273頁、1274頁、1275頁、1276頁、1277頁、1278頁、1279頁、1280頁、1281頁、1282頁、1283頁、1284頁、1285頁、1286頁、1287頁、1288頁、1289頁、1290頁、1291頁、1292頁、1293頁、1294頁、1295頁、1296頁、1297頁、1298頁、1299頁、1300頁、1301頁、1302頁、1303頁、1304頁、1305頁、1306頁、1307頁、1308頁、1309頁、1310頁、1311頁、1312頁、1313頁、1314頁、1315頁、1316頁、1317頁、1318頁、1319頁、1320頁、1321頁、1322頁、1323頁、1324頁、1325頁、1326頁、1327頁、1328頁、1329頁、1330頁、1331頁、1332頁、1333頁、1334頁、1335頁、1336頁、1337頁、1338頁、1339頁、1340頁、1341頁、1342頁、1343頁、1344頁、1345頁、1346頁、1347頁、1348頁、1349頁、1350頁、1351頁、1352頁、1353頁、1354頁、1355頁、1356頁、1357頁、1358頁、1359頁、1360頁、1361頁、1362頁、1363頁、1364頁、1365頁、1366頁、1367頁、1368頁、1369頁、1370頁、1371頁、1372頁、1373頁、1374頁、1375頁、1376頁、1377頁、1378頁、1379頁、1380頁、1381頁、1382頁、1383頁、1384頁、1385頁、1386頁、1387頁、1388頁、1389頁、1390頁、1391頁、1392頁、1393頁、1394頁、1395頁、1396頁、1397頁、1398頁、1399頁、1400頁、1401頁、1402頁、1403頁、1404頁、1405頁、1406頁、1407頁、1408頁、1409頁、1410頁、1411頁、1412頁、1413頁、1414頁、1415頁、1416頁、1417頁、1418頁、1419頁、1420頁、1421頁、1422頁、1423頁、1424頁、1425頁、1426頁、1427頁、1428頁、1429頁、1430頁、1431頁、1432頁、1433頁、1434頁、1435頁、1436頁、1437頁、1438頁、1439頁、1440頁、1441頁、1442頁、1443頁、1444頁、1445頁、1446頁、1447頁、1448頁、1449頁、1450頁、1451頁、1452頁、1453頁、1454頁、1455頁、1456頁、1457頁、1458頁、1459頁、1460頁、1461頁、1462頁、1463頁、1464頁、1465頁、1466頁、1467頁、1468頁、1469頁、1470頁、1471頁、1472頁、1473頁、1474頁、1475頁、1476頁、1477頁、1478頁、1479頁、1480頁、1481頁、1482頁、1483頁、1484頁、1485頁、1486頁、1487頁、1488頁、1489頁、1490頁、1491頁、1492頁、1493頁、1494頁、1495頁、1496頁、1497頁、1498頁、1499頁、1500頁、1501頁、1502頁、1503頁、1504頁、1505頁、1506頁、1507頁、1508頁、1509頁、1510頁、1511頁、1512頁、1513頁、1514頁、1515頁、1516頁、1517頁、1518頁、1519頁、1520頁、1521頁、1522頁、1523頁、1524頁、1525頁、1526頁、1527頁、1528頁、1529頁、1530頁、1531頁、1532頁、1533頁、1534頁、1535頁、1536頁、1537頁、1538頁、1539頁、1540頁、1541頁、1542頁、1543頁、1544頁、1545頁、1546頁、1547頁、1548頁、1549頁、1550頁、1551頁、1552頁、1553頁、1554頁、1555頁、1556頁、1557頁、1558頁、1559頁、1560頁、1561頁、1562頁、1563頁、1564頁、1565頁、1566頁、1567頁、1568頁、1569頁、1570頁、1571頁、1572頁、1573頁、1574頁、1575頁、1576頁、1577頁、1578頁、1579頁、1580頁、1581頁、1582頁、1583頁、1584頁、1585頁、1586頁、1587頁、1588頁、1589頁、1590頁、1591頁、1592頁、1593頁、1594頁、1595頁、1596頁、1597頁、1598頁、1599頁、1600頁、1601頁、1602頁、1603頁、1604頁、1605頁、1606頁、1607頁、1608頁、1609頁、1610頁、1611頁、1612頁、1613頁、1614頁、1615頁、1616頁、1617頁、1618頁、1619頁、1620頁、1621頁、1622頁、1623頁、1624頁、1625頁、1626頁、1627頁、1628頁、1629頁、1630頁、1631頁、1632頁、1633頁、1634頁、1635頁、1636頁、1637頁、1638頁、1639頁、1640頁、1641頁、1642頁、1643頁、1644頁、1645頁、1646頁、1647頁、1648頁、1649頁、1650頁、1651頁、1652頁、1653頁、1654頁、1655頁、1656頁、1657頁、1658頁、1659頁、1660頁、1661頁、1662頁、1663頁、1664頁、1665頁、1666頁、1667頁、1668頁、1669頁、1670頁、1671頁、1672頁、1673頁、1674頁、1675頁、1676頁、1677頁、1678頁、1679頁、1680頁、1681頁、1682頁、1683頁、1684頁、1685頁、1686頁、1687頁、1688頁、1689頁、1690頁、1691頁、1692頁、1693頁、1694頁、1695頁、1696頁、1697頁、1698頁、1699頁、1700頁、1701頁、1702頁、1703頁、1704頁、1705頁、1706頁、1707頁、1708頁、1709頁、1710頁、1711頁、1712頁、1713頁、1714頁、1715頁、1716頁、1717頁、1718頁、1719頁、1720頁、1721頁、1722頁、1723頁、1724頁、1725頁、1726頁、1727頁、1728頁、1729頁、1730頁、1731頁、1732頁、1733頁、1734頁、1735頁、1736頁、1737頁、1738頁、1739頁、1740頁、1741頁、1742頁、1743頁、1744頁、1745頁、1746頁、1747頁、1748頁、1749頁、1750頁、1751頁、1752頁、1753頁、1754頁、1755頁、1756頁、1757頁、1758頁、1759頁、1760頁、1761頁、1762頁、1763頁、1764頁、1765頁、1766頁、1767頁、1768頁、1769頁、1770頁、1771頁、1772頁、1773頁、1774頁、1775頁、1776頁、1777頁、1778頁、1779頁、1780頁、1781頁、1782頁、1783頁、1784頁、1785頁、1786頁、1787頁、1788頁、1789頁、1790頁、1791頁、1792頁、1793頁、1794頁、1795頁、1796頁、1797頁、1798頁、1799頁、1800頁、1801頁、1802頁、1803頁、1804頁、1805頁、1806頁、1807頁、1808頁、1809頁、1810頁、1811頁、1812頁、1813頁、1814頁、1815頁、1816頁、1817頁、1818頁、1819頁、1820頁、1821頁、1822頁、1823頁、1824頁、1825頁、1826頁、1827頁、1828頁、1829頁、1830頁、1831頁、1832頁、1833頁、1834頁、1835頁、1836頁、1837頁、1838頁、1839頁、1840頁、1841頁、1842頁、1843頁、1844頁、1845頁、1846頁、1847頁、1848頁、1849頁、1850頁、1851頁、1852頁、1853頁、1854頁、1855頁、1856頁、1857頁、1858頁、1859頁、1860頁、1861頁、1862頁、1863頁、1864頁、1865頁、1866頁、1867頁、1868頁、1869頁、1870頁、1871頁、1872頁、1873頁、1874頁、1875頁、1876頁、1877頁、1878頁、1879頁、1880頁、1881頁、1882頁、1883頁、1884頁、1885頁、1886頁、1887頁、1888頁、1889頁、1890頁、1891頁、1892頁、1893頁、1894頁、1895頁、1896頁、1897頁、1898頁、1899頁、1900頁、1901頁、1902頁、1903頁、1904頁、1905頁、1906頁、1907頁、1908頁、1909頁、1910頁、1911頁、1912頁、1913頁、1914頁、1915頁、1916頁、1917頁、1918頁、1919頁、1920頁、1921頁、1922頁、1923頁、1924頁、1925頁、1926頁、1927頁、1928頁、1929頁、1930頁、1931頁、1932頁、1933頁、1934頁、1935頁、1936頁、1937頁、1938頁、1939頁、1940頁、1941頁、1942頁、1943頁、1944頁、1945頁、1946頁、1947頁、1948頁、1949頁、1950頁、1951頁、1952頁、1953頁、1954頁、1955頁、1956頁、1957頁、1958頁、1959頁、1960頁、1961頁、1962頁、1963頁、1964頁、1965頁、1966頁、1967頁、1968頁、1969頁、1970頁、1971頁、1972頁、1973頁、1974頁、1975頁、1976頁、1977頁、1978頁、1979頁、1980頁、1981頁、1982頁、1983頁、1984頁、1985頁、1986頁、1987頁、1988頁、1989頁、1990頁、1991頁、1992頁、1993頁、1994頁、1995頁、1996頁、1997頁、1998頁、1999頁、2000頁、2001頁、2002頁、2003頁、2004頁、2005頁、2006頁、2007頁、2008頁、2009頁、2010頁、2011頁、2012頁、2013頁、2014頁、2015頁、2016頁、20